



新たに創業する 皆さまを応援します！

令和7年度

新規創業支援事業のご案内

概要

県内で新たに創業を行う際の初期費用を支援します。

対象者	<p>以下①～⑤の要件を全て満たす者</p> <p>①令和7年4月1日以降に、福井県内で創業した者 ※ただし、当所が認める場合にあっては、令和7年3月1日から令和7年3月31日までに個人開業または会社等の設立を行った場合も対象とする。</p> <p>②事業を行うために必要な許認可、届出または免許を取得していること</p> <p>③商工会議所・商工会等の支援機関の指導を受けて事業実施計画書（交付申請書内）を作成すること</p> <p>④経営安定のため、支援機関による経営指導を継続して受けること</p> <p>⑤小浜商工会議所に入会していること。または、交付申請と同時に小浜商工会議所に入会すること。</p>
対象事業	創業に関する事業（※）
補助限度額	20万円
補助率	2／3以内
募集期間	<p>随時受付【令和7年4月21日（月）～ 令和8年2月27日（金）】</p> <p>※予算がなくなり次第、受付を終了します。</p>

※公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる事業は除く。



福井県

■ 対象経費、申請の流れなどは裏面をご覧ください。

小浜商工会議所

■ 対象経費（以下の全てを満たすもの）

- ①令和7年4月1日以降に支出した以下の経費
- ②創業6ヶ月前以降に支出した以下の経費
- ③事業実施に必要と商工団体が認める以下の経費

経費区分	内 容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。）、その他必要と認められる経費
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が税抜50万円以上のものを除く。）、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

※消耗品費については、税抜単価5,000円未満の物品等の購入費用は除く。

■ 申請の流れ

①申請書の作成

小浜商工会議所のHPから交付要領と申請書（別紙1、2含む）をダウンロードしてください。
ダウンロードした交付要領を確認のうえ、申請書（別紙1、2含む）を作成してください。

申請書内の別紙2事業実施計画書は、必ず地域の支援機関（商工会議所、商工会、金融機関、士業の方など）の指導を受けて作成してください。

②添付書類の準備

個人事業主の場合は開業届（※）の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、補助を受けたい経費の支払が行われたことを証する書類（請求書、領収証等）、納税証明書等を添付してください。

※電子申告（e-Tax）をした際の日付・受付番号が印刷された開業届の写しまたは事務所・事業所の所在地を管轄する福井県税事務所もしくは嶺南振興局税務部へ提出された事業開始申告書の写し

③提出

①の申請書（別紙1、2含む）は原則、Word形式のデータで提出してください。

メール送信の場合：soumu@obamacci.or.jp宛

②の添付書類は以下へ提出してください。

〒917-8533 福井県小浜市大手町5番32号

小浜商工会議所 中小企業相談所 宛

【お問合せ先】

■小浜商工会議所 中小企業相談所

TEL：0770-52-1040 FAX：0770-53-3567 E-Mail：soumu@obamacci.or.jp

URL：http://www.obamacci.or.jp/

■福井県産業労働部経営改革課

TEL：0776-20-0537 FAX：0776-20-0678

E-Mail：sougyoukeiei@pref.fukui.lg.jp